

達第16号

大阪市事務専決規程（昭和38年達第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月19日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔(1) 略〕 (2) 部長 部長、部に相当する室及び事業所の長、次長並びに<u>担当部長、万博推進局儀典監</u>、財政局市債権回収対策室長、計画調整局交通政策室長、福祉局生活困窮者自立支援室長、心身障害者リハビリテーションセンター発達障害者支援室長、健康局保健医療企画室長及び都市整備局公共建築室長をいう。 〔(3)～(5) 略〕	(定義) 第2条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 部長 部長、部に相当する室及び事業所の長、次長並びに<u>担当部長</u>、財政局市債権回収対策室長、計画調整局交通政策室長、福祉局生活困窮者自立支援室長、心身障害者リハビリテーションセンター発達障害者支援室長、健康局保健医療企画室長及び都市整備局公共建築室長をいう。 〔(3)～(5) 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和6年12月20日から施行する。

(総務局人事部人事課)